

6. 障害者総合支援法の概要

障害者総合支援法に基づく障がい者支援の概要

平成25年度に施行された障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）は、地域社会における共生の実現に向けて障害福祉サービスの充実等、障がいのある方の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、障害者自立支援法を改正した制度です。

障害福祉サービスや自立支援給付の内容、介護給付費等の支給決定、障害支援区分の認定、指定障害福祉サービスの事業者の指定、地域生活支援事業、障害福祉計画の作成等について定めています。

対象者

- 身体障害者手帳所持者
- 療育手帳所持者
- 精神障害者保健福祉手帳又は自立支援医療受給者証所持者
- 厚生労働省指定の難病（巻末資料参照）の証明書（診断書又は指定難病医療費受給者証等）所持者

自己負担割合

原則1割

利用者負担のしくみ

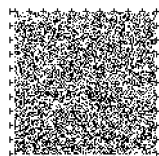
居宅介護（ホームヘルプ）、短期入所（ショートステイ）や施設入所など障害福祉サービスの利用に応じて、その費用の1割の負担と施設での食費・光熱水費等の実費が必要となりますが、低所得者の方には、負担が大きくなりすぎないように、利用するサービスに応じて負担を軽減する仕組みがあります。

※所得に応じて1か月あたりの支払いの限度額を設定します。

区 分	収入状況等		負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯		0円
低所得1	市民税 非課税世帯	サービスを利用する本人又は障害児の保護者の年収が80万円以下	0円
低所得2		その他	0円
一般1	市民税 課税世帯	市民税所得割額が16万円未満（障害児及び20歳未満の施設入所者は28万円） ※入所施設利用者（20歳以上）及びグループホーム利用者を除く。	9,300円 ※18歳未満の居宅・通所利用者は4,600円
一般2		その他	37,200円

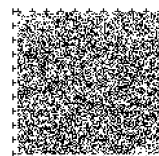
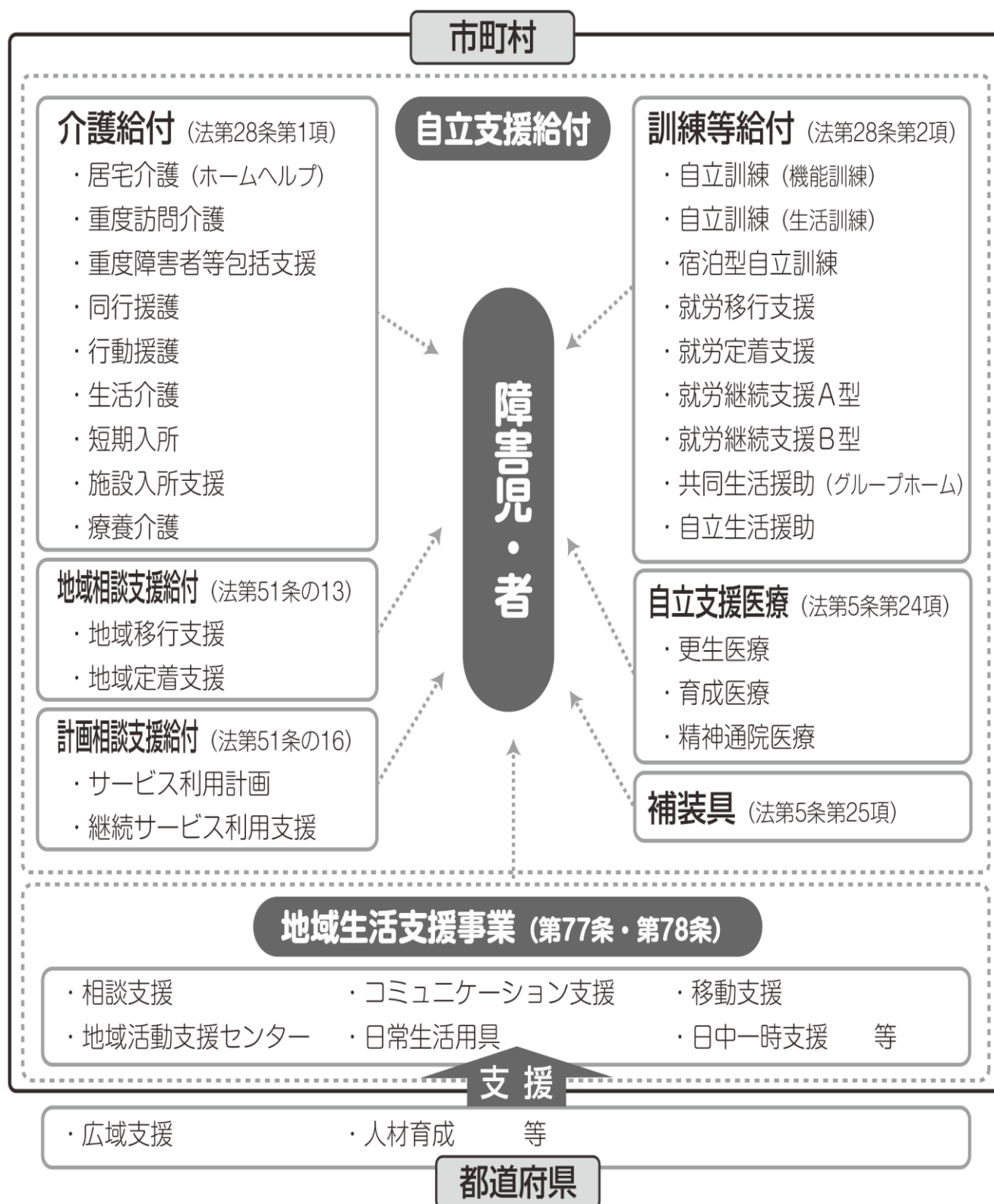
●障害福祉サービスから介護保険サービスに移行した方の利用負担軽減制度について

65歳になるまでに5年以上、特定の障害福祉サービス（居宅介護・重度訪問介護・生活介護・短期入所）を利用されていた方で一定要件を満たす場合、介護保険移行後に利用した特定の介護保険サービス（訪問介護・通所介護・短期入所生活介護・地域密着型通所介護・小規模多機能型居宅介護）の利用者負担額（高額介護サービス等の対象となる場合は支給後の利用者負担額）が償還されます。

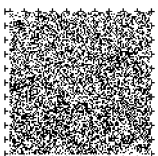


事業体系

障害福祉サービスは、個々の障がいのある方の障害支援区分や勘案事項（社会活動や介護者、居住等の状況等）をふまえ、個別に支給決定が行われる「介護給付」、「訓練等給付」等の「自立支援給付」と、都道府県、市町村によって柔軟に実施されるコミュニケーション支援、ガイドヘルプ（移動支援）地域活動支援センター等の「地域生活支援事業」に大別され、構成されています。



介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事および家事支援の介護等を行う
	重度訪問介護	重度の障がいのある方で常に介護を要する人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行う
	同行援護	移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援、移動の援護等を行う
	行動援護	自己判断能力に制限がある人が行動する際、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う
	重度障害者等包括支援	介護の必要性が高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合など、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
	療養介護	医療と常時介護を要する人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活支援を行う
	生活介護	常に介護を要する人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会提供を行う
	施設入所支援	施設へ入所し、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
訓練等給付	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活・社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行う
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う
	就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う
	自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や必要な情報の提供、関係機関との連絡調整等を行う
	就労定着支援	一般企業等へ就労した人に、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために必要な連絡調整や指導・助言等を行う



お住いの地区の「障がい者相談支援センター」に相談(P1～P2参照)

※事前に電話でご相談をいただくことで、スムーズな手続きを進めることができます。

介護等給付

訓練等給付

障がい者相談支援センター職員との面談と申請書の提出
(本人の心身の状況や生活状況などについて聞き取りします。)



障害支援区分の認定(※ 18 歳以上)

医師意見書

認定調査

一次判定(コンピュータ判定)

二次判定(市町村審査会における審査)

障害支援区分の認定(非該当・区分1～6)

※ 区分認定までは3か月程度かかります。

※区分認定には受診が必要な場合があります。

サービス等利用計画案の作成

※相談支援専門員が作成します(希望する相談支援事業所がない場合、障がい者相談支援センターで調整します)

福島市障がい福祉課より受給者証が送付される

サービス担当者会議を開催の上、サービス等利用計画の作成

※相談支援専門員が作成します。

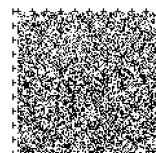
事業者と契約

サービス利用開始

サービスの更新手続き

サービスの利用を継続する場合、1年おきに更新手続きが必要となります。

障がい福祉課より更新案内を送付しますので、申請書の提出をお願いいたします。



障害支援区分の認定

障害支援区分とは、障がいの多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを示す6段階の区分です。全国統一基準の認定調査と医師意見書からなるアセスメントに基づき、市町村に設置される審査会において、区分を審査判定します。その審査判定結果（二次判定）に基づき市町村において障害支援区分を認定します。

この障害支援区分は、「社会活動や介護者、居住等の状況」、「サービスの利用意向」とともに、介護給付費等のサービスの支給決定をするための勘案事項となります。

なお、障がい児は障害支援区分の認定は行いませんが、障がいの種類や程度の把握のために別途調査を行います。

利用者負担の上限額管理事務について

ひと月あたりの利用者負担額が、設定された負担上限月額を超過することが予測される場合には、サービスを提供する事業所が利用者負担額の上限額管理を行う仕組みがあります。

【上限額管理対象者の例】

- 複数の障害福祉サービス事業所からサービスを利用する場合
- 同一世帯に複数の障がい児がいて、同一の保護者がサービスの支給決定を受けている場合

※障害者総合支援法と児童福祉法の各サービスをまたがったの上限管理はできません。この場合、各サービスについて必要に応じて上限管理を行った後、高額償還給付の申請が必要です。

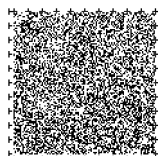
必要書類

- 申請書（障がい福祉課に備え付けてあります）
- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証、厚生労働省指定の難病（巻末資料参照）に罹患していることがわかる証明書（診断書又は指定難病医療費受給者証等）
- マイナンバーを確認できる書類（巻末資料参照）
- 身元を確認できる書類（巻末資料参照）

窓 口

問い合わせ…障がい福祉課 自立支援係 電話 525-3746 FAX 533-5263

申請窓口…障がい者相談支援センター（詳細はP1～2 参照）



7. 児童福祉法の概要

児童福祉法に基づく障がい児支援の概要

平成24年度に児童福祉法が改正され、障がい児及びその家族が、身近な地域で必要な支援を受けられるよう、障がい種別に分かれていた障がい児施設が、通所による支援（障害児通所支援）と入所による支援（障害児入所支援）に体系化されました。また、地域支援を強化するため、保育所等訪問支援や障害児相談支援等があります。

対象者

- 身体障害者手帳を所持するこども（18歳未満）
- 療育手帳を所持するこども（18歳未満）
- 精神障害者保健福祉手帳又は自立支援医療受給者証を所持するこども（18歳未満）
- 厚生労働省指定の難病（巻末資料参照）に罹患している証明書（診断書又は指定難病医療費受給者証等）を所持するこども（18歳未満）
- 発達障がいのあるこども（18歳未満）

福祉サービスの概要

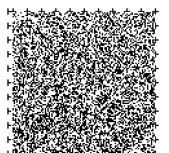
児童福祉法に基づくサービスを紹介します。

障害児通所支援

サービス名	サービスの概要
児童発達支援	未就学の障がい児を対象に日常生活における基本的な動作の指導、知識や技能の習得、集団生活への対応訓練などを行います。
放課後等デイサービス	学校に通う障がい児を対象に、放課後等に生活能力向上のための訓練や地域交流の機会の提供などを行います。
保育所等訪問支援	専門的な支援の技術を持った訪問支援員が、保育所等を訪問し、集団生活への適応のための支援や、訪問先施設のスタッフに支援方法の指導を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行います。

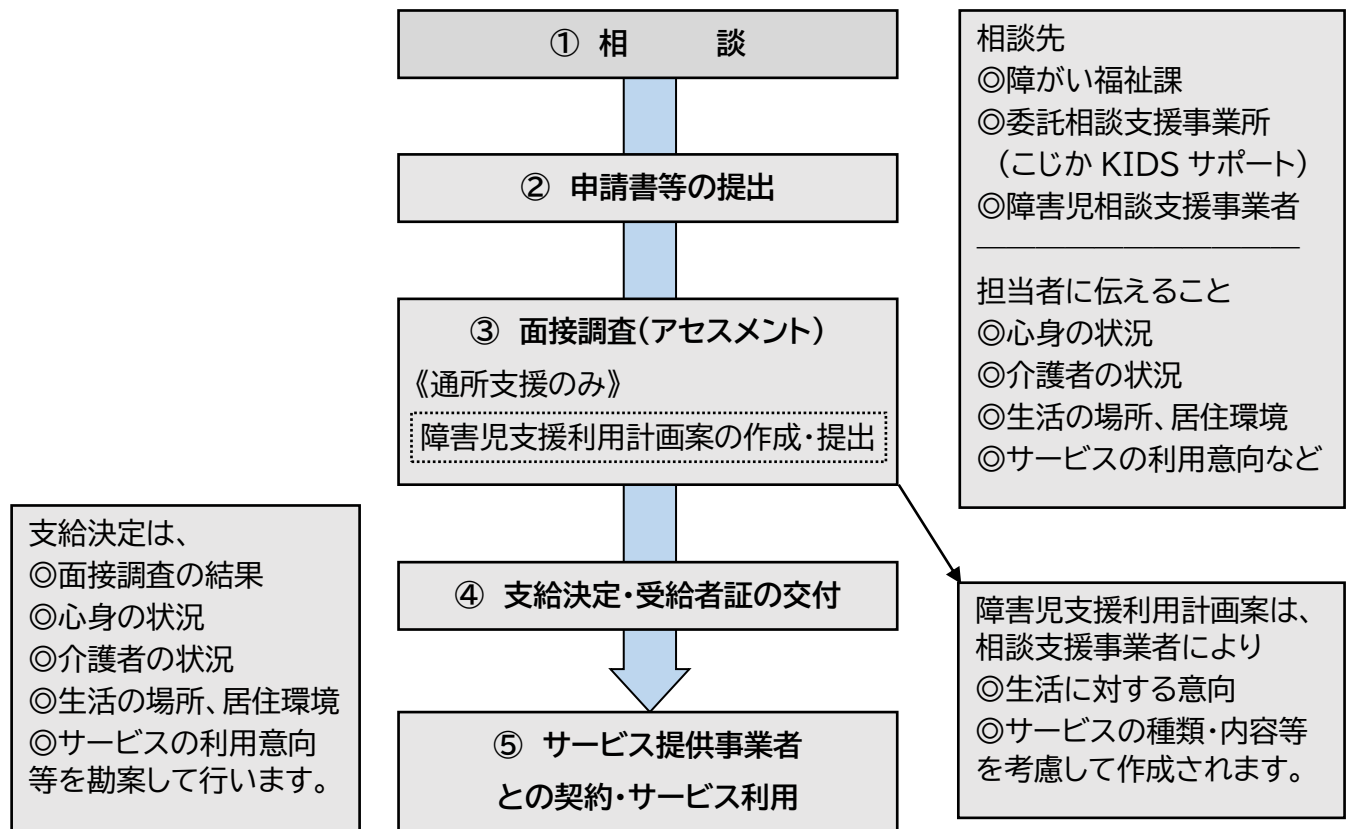
障害児相談支援

サービス名	サービスの概要
障害児相談支援	障害児通所支援を利用する障がい児に対し、相談支援専門員が利用者の希望や状況をふまえた、生活全体を網羅した計画である、障害児支援利用計画案を作成します。また、定期的に利用状況などを確認するモニタリングを行います。

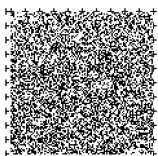


相談－支給決定－サービス利用までの流れ

福祉サービスを利用するためには、障がい福祉課で申請し、サービスの支給決定、受給者証の交付を受ける必要があります。利用者の状況を把握するための面接調査（アセスメント）の結果やサービス利用の意向等を勘案し、必要なサービスや支給量が決定されます。



- ①福祉サービスを希望する場合は、障がい福祉課や委託相談支援事業所、障害児相談支援事業所に相談し、心身の状況、介護者の状況、生活の場所や居住環境、サービスの利用意向などをお伝えください。
- ②相談の結果、サービス利用の手続きをすることが決まったら、指定された申請書などを提出。
- ③申請書などを提出した後、面接調査（アセスメント）を行います。通所支援を申請しようとする場合、障害児支援利用計画案を作成・提出します。障害児支援利用計画案は、相談支援事業者により、生活に対する意向、サービスの種類・内容等を考慮して作成されます。
- ④支給決定は、面接調査の結果、心身の状況、介護者の状況、生活の場所や居住環境、サービスの利用意向を勘案して行います。
通常、支給決定まではおよそ2週間程度かかります。



利用者負担のしくみ

福祉サービスの自己負担は、サービス量と所得に着目した負担の仕組みとされ、その負担は所得等に配慮した負担（応能負担）となっています。

通所支援に伴う自己負担額は、所得の少ない人の負担が大きくなるよう軽減措置が設けられています。自己負担額には上限額が設定されており、上限額以上の額を負担することはありません。

なお、負担額が上限に達しない場合は、サービス提供に要した費用の1割負担となります。

区 分	収入状況等		負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯		0円
低所得1	市民税	障がい児の保護者の年収が80万円以下	0円
低所得2	非課税世帯	その他	0円
一般1	市民税 課税世帯	所得割28万円未満	通所 4,600円 入所 9,300円
一般2		その他	37,200円

※所得を判断する際の「世帯」の範囲

障がい児の利用者については、原則として保護者が属する住民基本台帳の世帯。親が単身赴任等で別世帯である場合も含みます。

※市町村民税所得割額の算定に当たっては、「住宅借入金等特別税額控除」及び「寄附金税額控除」による税額控除前の市町村民税所得割額で判定を行うこととします。

利用者負担の上限額管理事務について

ひと月あたりの利用者負担額が、設定された負担上限月額を超過することが予測される場合には、サービスを提供する事業所が利用者負担額の上限額管理を行う仕組みがあります。

《上限額管理対象者の例》

●複数の障害福祉サービス事業所からサービスを利用する場合

●同一世帯に複数の障がい児がいて、同一の保護者がサービスの支給決定を受けている場合

※障害者総合支援法と児童福祉法の各サービスをまたがったの上限管理はできません。この場合、各サービスについて必要に応じて上限管理を行った後、高額償還給付の申請が必要です。

※国の制度変更により、利用者負担の月額上限額の軽減措置等により変更となる場合があります。

幼児教育・保育の無償化について

障がい児通所支援にかかる利用者負担額について、所得や保護者の就労の有無に関係なく、3歳になって初めての4月1日から就学までの3年間無償になります。（医療費や実費負担している食費等については利用者にご負担いただきます）

※対象となるサービス：児童発達支援/保育所等訪問支援/居宅訪問型児童発達支援

就学前の障害児通所支援に係る利用者負担の多子軽減措置について

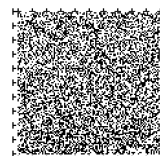
年収約360万円未満相当の世帯については年齢を問わず兄、姉がいる場合、それ以外の世帯については兄、姉が就学前で障害児通所支援を利用している、または保育所・幼稚園等に通っている場合障害児通所支援の利用者負担額が軽減されます。

※対象となるサービス：児童発達支援/保育所等訪問支援/居宅訪問型児童発達支援

窓 口

問い合わせ…障がい福祉課 自立支援係 電話 525-3746 FAX 533-5263

申請窓口…障がい福祉課（支所でのご相談や受付はできません）



8. 障がい者施策と介護保険の適用関係

障害者総合支援法と介護保険制度との適用関係

障がい福祉サービスを利用している方が65歳になった場合、障害者総合支援法第7条の規定により介護保険サービスが優先されることになります。

また、40歳～64歳で、以下の特定疾病の場合は、従来の障がい者施策よりも介護保険制度が優先して適用されるため、介護保険の認定申請を行い、要介護・要支援認定を受けることで、在宅サービスを利用することができます。

なお、同一の事業所で障がい者の方と高齢者の方がサービスを受けられる共生型サービスの場合は、障がい者が高齢者となっても、なじみの事業所を利用し続けることができます。

特定疾病

- 筋萎縮性側索硬化症 ●後縦靱帯骨化症 ●骨折伴う骨粗しょう症 ●多系統萎縮症
- 初老期における認知症 ●脊髄小脳変性症 ●脊柱管狭窄症 ●早老症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 ●脳血管疾患
- パーキンソン病関連疾患 ●閉塞性動脈硬化症 ●関節リウマチ ●慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症 ●がん（回復の見込みがない状態）

新高額障害福祉サービス等給付費

65歳になるまでに5年以上、特定の障害福祉サービスを利用していた方で、下記の要件を満たす場合、平成30年4月1日以降の障害福祉相当介護保険サービスの利用者負担額が償還されます。（申請が必要です）

下記の全てを満たす方

1. 65歳に達する日前5年間にわたり、介護保険相当障がい福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所のいずれか）の支給決定を受けていたこと
2. 障がい者及び配偶者が、当該障がい者が65歳に達する日の前日において、市民税非課税又は生活保護世帯に該当し、65歳以降に償還の申請をする際にも市民税非課税又は生活保護世帯に該当すること
3. 65歳に達する日の前日において、障がい者支援区分が区分2以上であったこと
4. 65歳まで介護保険サービスを利用していないこと（40歳から65歳になるまでの間に特定疾病により介護保険サービスを利用したことがある場合は対象となりません）

申請方法

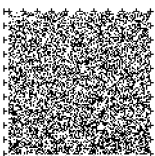
障がい福祉課に下記の書類を添えて申請してください

- 申請書
- 個人番号（マイナンバーが確認できるもの）
- 本人確認書類
- 介護保険サービス事業所から発行された利用者負担額の領収書
- 介護保険の被保険者証
- 本人名義の預金通帳の写し

窓 口

問い合わせ…障がい福祉課 自立支援係 電話 525-3746 FAX 533-5263

申請窓口…障がい福祉課（支所での相談や受付はできません）



介護保険による福祉用具貸与等と補装具費・日常生活用具の適用関係

介護保険制度では、福祉用具の給付は貸与での支給を原則とし、貸与になじまない性質のものを福祉用具購入費の支給対象としています。

一方、障がい者施策においては、車いすなど、身体機能を補完・代償するため身体に装着して常用、作業用に使用するものを補装具費として支給し、特殊寝台など日常生活上の便宜に資する福祉用具を日常生活用具として給付しています。

補装具費

介護保険で貸与される福祉用具の中に、補装具と同様の品目（車いす、歩行器、歩行補助つえ）があります。必要な場合は、担当にご相談ください。

介護保険の第1号被保険者（65歳以上）又は第2号被保険者（40歳～64歳）の対象となる身体障害者であって、要介護又は要支援状態に該当するものが、介護保険の福祉用具と共通する補装具を希望する場合、介護保険による福祉用具の貸与が原則となり、補装具費の支給対象となりません。

ただし、身体状況に適合させるため、オーダーメイド等により個別に製作する必要があると判断される場合には、更生相談所の判定等に基づき補装具費を支給することとなります。

日常生活用具

基本的に既製品のため、製作過程で身体障害の状況に応じて個別に適合を図るものではないことから、介護保険で貸与や購入費の支給の対象となる品目については、介護保険が優先となり、身体障害者福祉法に基づく日常生活用具は給付対象となりません。

参 考 ※詳しくは担当課までお問い合わせください。

●介護保険における福祉用具貸与 担当：介護保険課 介護給付係 電話 525-6587

品 目	要支援 1・2 要介護 1	要介護 2・3	要介護 4・5
車いす（付属品を含む）	×	○	○
特殊寝台（付属品を含む）	×	○	○
床ずれ防止用具	×	○	○
体位変換器	×	○	○
手すり（工事伴わないもの）	○	○	○
スロープ（工事伴わないもの）	○	○	○
歩行器	○	○	○
歩行補助つえ	○	○	○
認知症老人徘徊感知機器	×	○	○
移動用リフト（つり具部除く）	×	○	○
自動排泄処理装置	△	△	○

○…利用可

△…尿のみ吸引利用可

×…原則利用不可

●介護保険の特定福祉用具販売 担当：介護保険課 介護給付係 電話 525-6587

○腰掛便座	○移動用リフトのつり具部分
○自動排泄処理装置の交換可能部品	○固定用スロープ
○排泄予測支援機器	○歩行器
○入浴補助用具	○歩行補助つえ
○簡易浴槽	

